

議案第74号

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

育児参加休暇を新設するとともに所要の改正及び規定の整備を行うため，  
提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例（平成15年調布市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項及び第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に，「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め，同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項，第4条及び第15条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「子供の看護休暇」を「育児参加休暇，子どもの看護休暇」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。ただし，第17条第1項の改正規定及び附則第3項の規定は，令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は，この条例による改正

後の調布市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

- 3 改正後の条例第17条の規定は，附則第1項ただし書に規定する日以後の請求に係るものについて適用し，同日前の請求に係るものについては，なお従前の例による。